

＜特別寄稿＞

フランスの家族政策

石田 和男

The Politics of the family in France

Kazuo ISHIDA

はじめに

1992年は国際家族年であった。それに関連して、世界各地で開催されたさまざまな催しを通して、私たちは、社会生活における家族の果たす役割の重大さについて考える機会が得られたことを確認できる。そこでは、家族が子どもだけでなく大人も成熟できる場所となるための文化的、社会的、経済的貢献をすべきだと指摘された。つまり現代人であるわれわれは、価値や伝統の意味について、人びとの交流と団結を可能にするコミュニケーションであると考えなければならないということである。

20世紀は、進歩を最大の価値とした世紀であったので、家族を持ち出せば保守的なイメージを負わされるリスクがあったのも確かである。しかし、21世紀初頭になって、世界各国で家族や、家族制度について再検討がはじまった。家族はそのままでは、機能しなくなってしまうからである。また、その持続性についても自明とは考えられなくなってきているからである。20世紀の新しい産業の発展により、数多くの家族がこの世に生まれ、この頃から世界各国で家族支援政策が実行に移

された。そして、各国の憲法においても家族の必要性について謳っているが、いざ政策となると漠然としたままに留まっていた。ある地域の議会では、「家族問題会議」が創設され、堂々と家族問題が議論された。また、子ども手当の議論もなされた。収入の十分でない若年家族への最低生活保障についても議論された。

しかし、これらの関心はあまりにもばらばらであったため、家族政策と呼べるまでにはいたらず、大多数の人々にとって家族問題は、まだ個人的な問題という範疇に留まっていた。当時、対社会的な人々の関心は、もっと差し迫った問題に限られていた。事実、家族手当や老齢年金などの最初の家族政策が実現するようになると、家族政策の発展に求めるものがなくなってしまった。そこでは、父親の役割は家族の経済的存続のために収入を得ることにあった。一方、母親は、家族共同体の教育的、情緒的発展に努めた。このモデルは産業化が始まった当時から人々によって理想化され、支持された。そして、かれらの思うように大多数の人々のものとなったのである。ところが、それによって多くの家族にゆとりができたものの、人々はその一部でもいずれは自分たちの家族に利益をもたらすは

ずの資金として、また公的な基金として、提供することに合意をしなかった。

60年代終わりになると、家族の役割とその重要性について新たな評価が生まれるようになり、生活様式の個別化が進み、家族形態そのものに変化の兆しが見られた。というのは、家族は、家族形態の多元性から生まれたり、解体したりするからである。この多元性は、新しく興ったものではない。しかし家族政策は再検討を余儀なくさせられた。というのも、過去50年間にわたって発展を遂げてきた対策は、おおよそ限られた夫婦を対象にしたものであり、しかもこの夫婦は、教育的、情緒的な責任能力を大いに欠いていたために残念ながら、この家族政策は、あまりにも長いあいだ、貧しい両親のみを対象に考えられていたわけで、この政策の持つ欠陥は克服されるべきものとなった。

今日、家族生活の構成は社会の他の下部組織が従属する可変項として機能しなくてはならなくなっている。つまり、家族政策は真の社会政策とならなければならない。また、家族を支える、手段、支援ネットワークとして機能しなくてはならない。というのも、家族は、多様な機能を担っており、主に全ての社会に必要な更新と変革をもたらす。それは経済、文化、政治、そして、社会の全ての分野においてである。

つまり、家族は、

- 1) 子どもや大人といった家族メンバーの社会化を促進し、支えてゆく
- 2) ある文化と対話を行い、共同責任の意味を社会に浸透させてゆく
- 3) 価値の伝達を可能ならしめ、明日の世代に更なるヒューマニズムを伝授してゆく

さらに家族は、その歩みにおいて、支援され、付き添われていると感じたいという基礎的な欲求を持つものである。そして子どもたちは、ただ単に所有欲の対象としてではなく、一人の独立した人格として忍耐強く見つめられなければならないからである。

家族政策は、このように様々な概念に対応しなければならない。かつて、メアリー・リッチモンドは家族のかかえる諸問題について論じた箇所です。次のように指摘している。

「正常な家庭に生まれ、真の家庭を築きあげる特権を与えられた人々は、彼らの安息所である家庭にいて安心しているため、家庭生活の問題はあまりにも神聖であって議論などできないと思っているようだ。ケースワーカーも自分が育てられた家庭に基礎をおく傾向がある。しかし、自分たちの問題や仕事に注意を払う人なら、自分流の仕方から、離れることが大切なを知っているはず」(『人間の発見と形成』Ⅷ p187)

リッチモンドはここで、正しくも家族という制度に対するわれわれの関心が、たえず、その制度自体のためでなく、「個人」と「社会」とのために向けられるべきであると指摘している。さらにリッチモンドは、それを理解するには歴史上のある時期において家族の力がどれほど完全に国家の力を乗り越えてきたかを見るべきであると指摘している。

本稿は、まさにいま世界中が注目しているフランスの家族の現状と政府の行ってきた家族政策、そして、フランスに暮らす各個人がどのような生活形態を構成しつつあるのかを見ていく。そして、それが現在の日本少子化問題を考える上で、わずかばかりでも参考となれば幸せである。

I フランスにおける人口動向

フランスでは、社会が産業化する以前には、家族政策や年金政策は必要としなかった。アンシアン・レジームにおいては、世代間の交代は家族という枠の中で行われた。ちなみに、1740年の普通出生率は人口千人当たり40人であった。

A) 産業革命以前の世代交代

このころ大人たちは身を固めると、すぐに子どもをつくった。そして、しばらく子どもの世話をした。だが教育にあてる期間はごく短かった。子どもたちは、幼いうちから家事労働に従事させられた。その代わりに自分の取り分も受け取った。遺産を相続する時がくると、長男はそれを受け入れ、家の主となった。そのかわりに、彼が年老いた両親の生活費をまかなっていかなければならなかった。また、彼は未婚の兄弟姉妹の面倒を見る責任もあった。長男は彼らを家事や農作業に従事させる権利を持っていた。ここにおいては、いかなる国家政策も関与する余地はなかった。各家族は、投資による利益をその家族が独自に実現することによって得ていたからである。そこで、老後に一文なしにならないために、たくさん子どもをつくる必要があった。これは伝統的社会における出生率の高さを説明している。

B) 産業革命以後の世代交代

以上のようなスムーズな世代交代は、産業革命の到来によって存立し得なくなった。伝統的家族の自給自足経済体制が不可能となったからである。生産統合としての家族は、企業にとって代わられた。家族

は、自分たちが必要とする最大の部分（食糧など）を生産することをやめる。その代わりに、市場で手に入れるようになる。メンバーは外に出てゆき、財産を持ち、他者によるサービスを受けるためにお金を稼ぐ。その結果、大家族集団を形成する必然性がなくなってしまった。これまで主人であった家長は、子どもたちへ投資する見返り（Rentabilisation）がなくなってしまったのである。

この時代には「貯金せよ、子どもは持つな」がスローガンとなった。その結果、子どもたちは、遠くへ行ってしまう。一方、主人はというと、これまで両親の面倒をみなければならなかった社会的拘束から開放された。

そして、18世紀半ばからフランスの出生率は長期的に減少し続けた。18世紀初頭には5.8%前後であったのが、19世紀には3%を下回った。それが19世紀において深刻な社会問題を引き起こしていった。子どもたちは比較的幼いうちから工場で働かされた。人々は農業モデルを適用した。しかし、炭鉱や製糸工場での仕事と羊飼いの仕事とは比較しようのないものだった。このため、フランスは2世紀に及ぶ出生率低下の時代に入った。1800年には普通出生率は3.5%に達した。他のヨーロッパ諸国も次々とこの低水準に合わせていった。そして20世紀になってフランスと同じ水準まで落ち込んだ。このことは人口動向を見るうえで大変重要なことと思われる。

19世紀から英仏独の三国の死亡率は同等であったので自然増加率において違いがあるのは普通出生率によるものと思われる。イギリスとドイツの年間自然増加率は第1次世界大戦まで人口千人あたり十人を優に超えていたが、フランスの増加はなかつ

た。その結果、フランスは高齢化を迎えた。65歳以上の人口の割合を見ると、フランスは1950年に世界で最も高齢化した国となった。多くの研究者は1800年以降のフランスの相対的な衰えが人口学的な要因にあると見ている。1900年頃、子どもの教育のための貯蓄はフランスを世界の銀行家にした。スエズ運河、パナマ運河、ロシアの鉄道への投資を行えるほどにした。人々は、1914年のフランスとドイツの不均衡な青年人口比について、両国の持続的な出生率の違いがもたらした長期的影響として、ずっと強い関心を持った。1939年～1940年の敗戦の理由が人口動態に起因すると言われる。あのナチスに協力したヴィシー政権の制定した家族政策法がパリ開放以降廃止されなかった唯一の法律である理由はここにある。過去60年間、フランスで最も長く続けられた政策は社会的目標のみならず人口学的目標も明確に盛り込んだ家族政策であった。

II フランスにおける家族政策の起こり

A) 出生率の低下

フランスでは18世紀半ばから出生率の低下が始まった。18世紀初頭には5.7%前後であった。19世紀末には3%を下回った。1932年には家族手当は全人口の大部分を対象とするようになる。1939年には「家族法典」が制定され、全就業者の家族を対象とするようになった。1945年の「社会保障法典」によって、無課税の家族給付制度は社会保障制度に統合され、一連の政策手段が実施され、これにより人々の生活水準は大きく向上した。

B) 家族政策の2大潮流

フランスの家族政策の生成と発展にはい

つも2つの潮流が流れている。その一つが出生促進主義(Natalité)であり、もう一つが家族擁護主義(Familialisme)である。

第一次大戦や大恐慌の影響で出生率が低下し、いくつかの国で出生促進主義に基づいた家族政策が実施された。戦後、多くの国で、軍国主義への反省とベビーブームによる子どもの急激な増加に対する反省もあってこの政策は下火になる。しかし、1970年代半ばから低出生率の継続と人口の高齢化が進むにつれ、1980年代半ばから、一部の国々で家族政策が強化され始めた。積極的に継続的な家族政策をとるスウェーデンやフランスで出生率が上向きに転じた。しかし、フランスでは1993年には出生率は急低下し、1994年7月、1995年1月に急遽家族政策は強化された。ヨーロッパ諸国における最近の家族政策強化の目的としては、有配偶女子の就業率の上昇に伴い、職業生活と家庭生活の両立に対する支援が行なわれている。また、人口高齢化に伴う、社会保障財政への拠出世代の負担の軽減化が強調されている。一方、フランスでは、社会保障財政への将来の拠出者の確保や、社会保障制度への将来の拠出者を生み育てた人と生み育てなかった人の社会保障政策からの受益の公平化が強調されている。

他のEC諸国と比べてフランスの家族政策は、

- 1) 出生促進主義的とされる目的を追求する
- 2) 第3子を重点化させる
- 3) 家族給付の第2子以降からの支給をおこなう
- 4) 大部分が拠出金によって財源となる
- 5) 古くから家族担当大臣をおく

などの特徴がみられる。

今日では出生促進が必ずしも全面に出てこない。政府発行の『フランスの家族政策』(1991年)によれば、「家族政策には、家族の扶養負担補償の、一般的な税制上の社会福祉的な支援によって実現される社会公正の目的、所得制限付き発展を正当化する社会的再分配の目的、第3子への支援強化に反映されるような人口学的目的」があるとされている。ここでは、社会政策上の目的が前面化しているといえよう。

経済社会評議会は1991年の報告書で、政府の諮問文書から「フランスの家族政策は基本的に社会福祉施策の実施と家族給付と財政上の優遇措置の複雑な制度の実施に依存する。実際の施策は最貧家族と多子家族に対する施策を中心にしながらすべての家族を支援することを目的とする」という定義を引用し、その内容が少々限定的であるという判断をしている。また、この評議会は出生促進政策を、まずモデルを決定した上で、そのモデルの範囲内において、家族の扶養負担を考慮に入れることを目的にすべきであるとしている。家族政策の枠のなかで出生政策が実施されることを勧めている。このことから、フランスにおける家族政策は、家族給付制度からなり、家族除数を通じた税制上の給付制度をも含むと言えよう。家族政策に寄与する経済的主体は、国家のみならず、保健所や学校給食を運営する自治体、賃金や休暇制度などで寄与する企業、家族手当金庫、健康保険基金、年金基金と複雑である。家族政策の手段としては、家族給付の支援額の増大や税額の減免により家族の不可分所得が増大するようにしている。また、教育、保険、保育に関する施設やサービスを無料で提供できるようにしている。そして、家族によって消費される交通費の価格を減免している。労働

生活において困難があれば控除されるようになっている。

フランスの家族政策を機能の面から見てゆくと、家族に対する適切な生活水準の保証がなされ、若年層に対する教育や訓練が行き届いていることがわかる。また、子どもの養育と両親の就業が両立するよう施策が考えられ、就業女子と非就業女子の年金格差の是正が計られている。これらの機能から達成されるべき目標が浮かび上がってくる。それは、家族の扶養負担を保証し、職業選択の自由を保障すること、そして、出生の促進が図られるべきであるとしている。家族政策の中心を占める家族給付制度には、

- 1) 受給の普遍性が守られている
- 2) 拠出金から資金が調達されている
- 3) 居住地単位に基金がつかわれる
- 4) 法的枠組みが整備されている

ということがいえる。

フランスの家族給付制度を見れば、出生促進主義と家族擁護主義の間の葛藤が存在することは明らかである。企業経営者の間でも、労働者を定着させ、社内統制を図ろうと、家父長主義的な経営を推し進めたものがいた。また、社会主義と社会キリスト教主義の労働運動もあり、家族給付に対する疑問が提示された。

C) フランスにおける家族給付の歴史

1910年代 議会で様々な勢力が喧々諤々の議論を戦わせ、その後妥協が図られた。

1920年代 議会における議論の末に、家族給付制度を構築するための政治的前提条件がそろった。

1930年代 家族給付制度は強制力を持つよ

うになり「家族法典」が制定された。

1940年代 「社会保障法典」が制定され、家族給付は社会保障制度に統合された。

1970年代 newborn 促進主義が現れて家族給付が改善され、拡張された。1978年には家族給付は就業と切り離されフランス国内に居住し、扶養すべき児童のいる全ての家族が給付対象となった。

1980年代 81年に社会党政権が成立すると、家族給付の大幅な改善がなされた。専門家の意見では、家族給付が就業と家族形態に関して中立ではないと指摘され、子どもの権利が重視されるようになった。82年に家族政策の改悪は始まり、財源の見直しや対象者が限定されるようになった。86年に再び議会の与党が変わり、第3子優遇措置が再開された。88年に社会党が政権につくと家族給付が福祉政策として機能した。最低所得保障給付の実施が全国家族手当金庫からなされるようになった。当時の専門家たちの指摘によれば、家族政策は、結局、出生促進政策とはならず、せいぜい子どものいる家族の支援に留まるとしている (Messu,1992,pp.95-135)。

1980年代以降 フランスの家族政策は脱家族化(脱社会政策化)、個人化(子ども、若年者、女子の支援政策強化)、経済化(雇用政策化と租税化)、国際化(EU域内における整合化)の傾向を示して

いる。

D) 多子家族優遇措置

1920年にはフランスの家族政策では家族給付と同様に重要な位置を占める、子どもさんの家族に対する税制上の優遇措置も導入された。

1945年には現在でも適用されている、家族除数の制度も導入された。

1977年には無給の育児休暇制度が制定された。

1980年には第3子以上と双子以上が産まれた場合、出産休暇は26週間に延長された。

フランスにおけるこのような積極的な家族政策の背景には、絶えず家族擁護主義的で出生促進主義的な世論が背景となっている。国際的な観点で見ると、フランスは他のEU諸国と比べ、世論が出生促進主義に傾いている (Huss,1980,p25)。フランスで人口問題に関心が高いのは自国の政治的地位が低下した1870年～1940年に人口が停滞していたことによる。

一方、競争相手の隣国ドイツはというとこの間人口は四千万人から七千万人に増加していた。国民が政府介入に対して寛容である背景には、普仏戦争以来のフランス政府による情報普及活動があると思われる。敗戦後、新政府は敗戦の原因が、低出生力、人口の高齢化、人口活力の低下によることを考え、大々的な情報普及活動をおこなった。また、近年、移民が増大したことに対する国民の懸念を意識した政治家たちは出生促進を唱えている。1945年に創設された国立人口研究所 (INED) は人口動向の調査のみならず、情報普及活動を主要目的としている。1968年には人口教育資料の作成を主要目的とする人口問題情報センター (CIPP) を創設した。

これらの機関の活動が複雑な家族給付制度に対する国民の理解に役立ち、家族政策を受け入れやすくし、その効果を高めている。家族給付制度の出生率向上の効果については、1970年代に外国との出生率の比較に基づき、0.2%の上昇としている（Calot et Hacht,1978,p.192）。1980年代に入ると同様な調査結果が発表された（Ekert,1986,pp.114-117）。

このようにフランスの家族政策、特に家族給付は必ずしも大きな出生促進効果を持たないという調査結果が出ている。その理由は様々あげられる。夫婦が子どもを産もうと判断する際に経済的な困難を意識させてしまうとか、家族給付が所得配分を悪化させてしまうとかの指摘がある。

E) 家族給付の効果に関する分析

フランスでも EU 諸国における有配偶女子の就業行動に対する税制の影響についての研究の流れを受けて、1980年代半ばからミクロデータの計量経済学的分析に基づく家族給付と家族優遇税制の影響の分析が行われてきた。それによれば、これらの施策における有配偶女子の就業に対する影響はあまり認められず、所得階層に関して選択的である。しかし、家族給付と税制上の給付が有配偶女子の就業率を低下させる傾向を見出したが、扶養する子どもが税制で完全に無視されると就業率が低下する傾向も見出した。

また、フランスの第3子に限定された高水準の家族給付は母親の就業率を上げている。これは第3子に対する高額の給付を休業補償として使う母親よりも保育費用として使う母親の方が多いためだと理解されている。フランスの保育政策がかりげに就業促進に役立っていることを示している。

他方、フランスの育児休業制度は1984年の法律で拡充された。

百人以上の規模の企業に一年以上勤めた両親のいずれかが育児のために、子どもが3歳になるまで、完全または部分的に休業することができる権利が与えられたが、1991年の法律で、パートタイム以外の週当たり16時間からフルタイムの80%までの範囲内で、休業中の労働時間を選択する権利とともに、復職時に職業訓練を受ける権利が与えられた。1993年の法律で、企業による復職時ないし復職前の職業訓練が規定された。これらを含む家族政策上の施策が世帯の労働供給に対する影響を評価することは容易ではない。それでも、他国との比較で客観的な評価が可能となってくる。たとえば、フランスの家族手当政策は、子どもの数の多い有配偶女子の就業に関して、イギリスの場合よりもより大きな抑制効果をあげている。つまり、イギリスでは、乳幼児を持つことで有配偶女子の就業が抑制される傾向があるのに対し、フランスでは、保育政策と教育政策によって緩和されているのである。

フランスの家族政策は、近代主義化にともなう、1970年以降の女子就業率上昇を目的とした保育施設整備と保育費用補償手当の創設で対処した。ところが、1985年以降は失業率の上昇および出生率の低下により政策が「伝統主義化」した。その結果、1985年に養育親手当（APE）が創設された。1993年に行われた調査結果によれば、受給可能な就業経験のある3子以上の女子はAPEの給付は安定した職が確保されている女子にはプラスの影響をもたらすが、そうでない女子には給付期間が終了したときにはマイナスの影響をもたらした。また採用と昇進における性差別を助長する可能

性も指摘された。そして、その波及効果によるすみやかな職の確保が困難となり、母親たちは育児休業制度に頼るという逆効果もあった。条件の良い職を得ることがむずかしくなり、更なる出生を諦めるという傾向もあった。いずれにしても、過去30年のAPEの歴史は雇用政策が次第に家族政策を蚕食し、家族政策が失業とヤミ就業への対策となった。フランスでは家族政策の潜在的効果を高めるために、専門機関が様々な提言をしている。

人口高等委員会は、1980年の総括報告書のなかで、出生促進計画の今後の方向付けについて次のように報告している。それは、

- 1) 出生増加の障害となっている要因全体に影響を与える必要があること
- 2) 親の就業と出産と育児の両立を優遇する必要があること
- 3) 3人以上の子どもを持つ家族の状況は特別な権利の認知を必要とすること
- 4) 家族手当は実際の子どものコストを考慮する必要があること

である(Haut Comite de la Population,1980,p.33)。

また、人口家族高等審議会は、1992年の報告書で、職業生活と家庭生活の両立の促進に関する勧告をしている。それは、

- 1) 政労使および雇用条件の改善のために協議する
- 2) 雇用労働者にとって差別的な選択でないパートタイム労働を整備する
- 3) 育児休業を有料化する
- 4) 病児看護休業を一般化する
- 5) 政財界指導者にたいする情報の提供と啓発活動をおこなう
- 6) 地方レベルにおける保育サービスの調整機関を設置する
- 7) 企業による保育サービスへの具体的な

貢献を促進させる

- 8) 子どもの就学時間外活動のための機関を整備する
- 9) 地方レベルにおける保護と相互扶助を促進させる
- 10) 子どもと家族に関する個人と社会の責任意識を啓発する

である(Haut Conseil de la Population et de la Famille,1992,pp.47-54)。

さらに、1995年1月の国民議会予算委員会の報告書では家族手当金庫の赤字や家族政策の分断化を踏まえ、総合的家族政策の必要性が再確認された。現行の家族政策が特に中間所得層にとって不利なものとなっているとの認識から、乳幼児保育、住宅、雇用の三位一体の制度を要求している。

具体的にそれをあげると、

- 1) 家族政策を優遇課題のひとつとすること
- 2) 全体的育児環境の観点から、現行の諸手当の一部ないし全部を最低賃金の16パーセントに相当する包括的育児手当で代替する
- 3) 家族給付を実質賃金スライド制にすること
- 4) 家族部門の収入が保全され、部門内のみで配分されること
- 5) 職業訓練期間終了時に家族が高い優先順位で福祉住宅を利用できるように保障するための契約制度を創設すること

である。

F) 今後の家族政策への提言

これらの政府機関の提案は、フランスにおける家族政策の効果を高める上では重要な指摘であろう。しかし、ビショ(Bichot)

が「文化大革命」と名づけている様な大変革が求められているのである。すなわち、家族政策は政府から家族への一方的援助ではなく、若年層に対する人的資本投資であるという認識を持ち、それを交換的公正 (justice commutative) と選択の自由を尊重するようなものにする必要があるのかもしれない。その考え方の線上にいるのがルメニシエ (Lemennicier) である。彼が提案する家族給付制度の逆効果や経済学的問題 (家族内移転の減少、出生行動の経済的合理性の無視、劣等財としての子どもへのサービスの無視、合理的期待形成の無視) と改善提案も検討に値する。ただし、彼の自由主義的家族政策に関する提案は自由主義とともに合理主義を徹底させたため、ビショのものより改革的であり、フェミニストたちより過激である。その提案の内容は次の通りである。

- 1) 家族・人口政策を廃止する
- 2) 家族除数を廃止する
- 3) 女子の賃金を不自然な高さに維持する雇用政策を廃止する
- 4) 法律婚が不利になる税制を廃止する
- 5) 国立人口研究所と全国家族手当連盟の独占的影響力を排除する
- 6) 租税負担に依拠する民間社会福祉機関への家族手当金庫を変革する
- 7) 社会保障と教育を民営化する
- 8) 民法に規定された結婚契約を廃止し個人契約を自由化する
- 9) 複婚禁止規定を廃止する
- 10) 婚姻宣言への市区町村長の立会い義務を廃止する
- 11) 「子どもを育てる権利」の売買を許可する
- 12) 「親があらゆる手段を使って子どもを産む権利」の自由を保障する

- 13) 婚姻斡旋機関と民間の結婚カウンセリング機関を発達促進させる
- 14) 予測不能な婚姻解消に対する民間保険を発達促進させる
- 15) 「親が遺産相続人を遺言で指定する権利」の完全な自由を保障する

本章では主に80年代～90年代の家族政策の推移とそれに対する評価を見てきたが、時代の激しい変化に行政が容易に対応しきれずにいる状況が垣間見えてくる。次にⅢでは、その動向を追っていくことにする。

Ⅲ フランスにおける女性の社会進出

これまで少子化問題を行政の側から見てきたが、本章では、個人の側、カップルを形成し、子どもを産み、働きながら育ててゆく女性の立場からこの問題を考えてゆくことにする。

A) 五月革命：旧来の社会的モラルからの開放

フランスは1968年に5月革命を起こした国である。実際、革命と呼ぶにふさわしい断絶が生じた。古いモラルは完全に否定され、それまでの父権を代表したド・ゴール大統領は退陣にまで追い込まれた。かつて、ド・ゴール将軍はナチス・ドイツからフランスを開放した英雄であった。彼は戦後になって大統領権限を強化した。そして、第5共和制の下でフランスの発展を導いた国家の父だった。ところが、1968年の5月革命はこの父に対してノン突きつけた。それは、人々の自由な発想を縛り付けていた当時の社会的モラルを打ち砕かんとする運動であった。発端はパリ西部のパリ大学ナンテール分校の学生寮をめぐる騒動であった。夜間、女子寮に男子が入り込むのを禁

止していた規則に反発して学生たちは立ち上がった。世代間で性的モラルに対する考え方の違いがクローズアップされ、やがてそれは政治闘争にまで発展していった。そして、1969年にド・ゴールは退陣させられた。

B) フェミニズムの台頭

70年代に入ると、性の解放が次々と実現されていく。古いモラルと結びついた倫理観は大いに批判されることとなる。家族に関して言えば北欧は進歩的、南欧は保守的、フランスは中間的といわれてきた。ところが、この革命はフランスの女性解放運動に火をつけてしまった。いわゆる、フェミニズムの台頭である。女性たちの社会進出がおこり、あらゆるところで変革がおこった。1975年に人口妊娠中絶が合法化され、また、経口避妊薬（ピル）に健康保険が適用されることになった。以降、離婚件数は爆発的に伸びてゆく。80年代半ばになると、アメリカのフェミニストたちは女性が受けたあらゆる暴力を告発し、男性に対する警戒心を強めていた。

一方、フランスの女性たちは自分たちの仕事が増えたにもかかわらず、男性たちが何もしないのに失望した。ほとんどの男性は男女平等に関心が無かったからである。男性は、もともとそれまでの状態を維持しようとする習性があり、女性の社会進出を積極的に妨害しなくても、消極的ながらそれに抵抗しようとした。

C) フェミニズムの危機

1980年代後半になるとフェミニズムが岐路を迎えた。フェミニズムの災いが問題とされるようになった。男性を敵視し、レズビアンに走るようになったと非難され始め

た。女性たちはいつしか、パートナーとしての男たちの存在を見失っていたことに気がついた。そうした無意識の男性蔑視は女性に幸福をもたらすものではなかった。女性は男性もいてはじめて幸福になれるという当たり前の結論に至った。アメリカで発展した「攻撃的フェミニズム」は80年代に急速に存在感を失っていった。

90年代に入り、「SOS パパ」のような民間団体に代表されるような父権要求運動も拡大していった。父親は子どもと母親の間に距離を作る存在であり、子どもは差異について父親の存在から学ぶのである。男たちも、自分のなかに女性的な側面を認め、それを開放したいと思い始めたことは、お互いに喜ばしい。父親とは母でないものことなのだという当たり前のことが、いつのまにか忘れられていたということである。男性たちは弱いものであるからこそ、姓の継承によって守られてきた。そうした、父権の危うさを認識しなおすことが、今日では必要となっている。お互いを認め合い、譲り合い、親であろうとするために、一歩踏み出すことになるのである。

50年前に、シモーヌ・ド・ボーヴォワールは『第二の性』を執筆した。そのとき彼女は、当時の社会、経済、セクシャリティ、政治などに対し同質の支配構造があることを発見し、それを解明しようとしたのである。世界とは、男性が占有する世界であり、女性はもともとそこには排除されている。女性は排除されており、周辺的で、よくて招待客の存在である。第二義的に参加しているだけなのだ。ボーヴォワールはこの構造が歴史の移り変わりとともに変化してゆくのだと主張する。残念ながら、彼女は別の社会形態や文化状況のうちにおいて、この構造が異なる形態となって現れるという

ことについては言及していない。男女関係が、まさに「超文化的」不平等構造に規定されているとしても、この構造は、国、文化、社会階級によって異なる。

われわれは、もともと具体的な形態に組み込まれているので、その変化はそれぞれの文脈に応じて異なる過程を経るはずであるということには気づかされていた。それにもかかわらず、フェミニズム理論は、ひとつの特権的状況に基づいた開放モデルを唯一のモデルとしたとして、ブルジョワ的フェミニズムとか、西欧中心的フェミニズムといった非難の対象となってきた。それは、女性運動をひとつのイデオロギーに還元しようとすることに無理があるからである。フェミニズム運動に必要なのは、男女関係の根本的な問題の情報一つ一つを理解しながら、それぞれの状況に応じて、思考と行動を絶えず問い直していくことである。抽象的な普遍という考え方そのものが、人間の一般的定義と合致するだけでなく、高潔だが曖昧な人権思想の論拠となってしまうのである。それゆえ、フェミニズムを問い直すことは、西欧文化圏内における男女関係の観点からしても問題提起となる。

西欧の男性によって支配されてきたこの普遍は、男性中心主義、西欧中心主義といわれても仕方が無い。むしろ民主主義的な文化が、人類の半分を覆うほどに力を得て君臨し続けるこの普遍を、これほど長い間、標榜できたのは驚きといえる。この普遍という概念は女性に提起された問題に類似した問題を、非西欧文化にたいしても提起する。この普遍主義とは単一普遍主義である。それは女性を排除するか、少なくとも遠ざける。思考と行動への女性たちの取り組みは、こうした抽象的普遍をよりどころにす

るのではなく、複数の対話に支えられた、変動する普遍に結びつくべきなのである。そうすれば、普遍は専制的で決定された経験的なものと同一視されなくてすむ。普遍は、私たちそれぞれの視座の境界、交流の境界に位置するのであり、支配者と同一視されるような唯一者の観点なのではない。本来、普遍主義は「複数普遍主義」でなくてはならないのである。

D) 複合家族の到来

フランスの出生率上昇の原因に複合家族の到来が上げられる。離婚した男女が子どもを伴って再婚できた家族のことだ。一度や二度結婚に失敗してもめげずに再挑戦する彼らのパワーには注目すべきものがある。再婚相手とも子どもを作ることも多い。国立人口統計学研究所と国立統計経済研究所が6年かけて38万人の回答をもとに行った調査によれば(2005年)、女性で40歳、男性で45歳を越えて子どもを持った人は、20年前には2%に過ぎなかったが、今日では4.1%に達している。結婚、離婚、再婚、複合家族と子どもは新しい環境のなかで生きてゆくことを余儀なくされている。結婚してもあくまでも個である。男女の間に愛がなくなれば、たとえ子どもがいても別れるべき時には別れる、個と個が別れて別の個と一緒にいる、そういう時代がやってきている。かつて、女性は、夫を助け、子どもを産み育て、家事をしっかりとやっていれば問題はなかった。ところが今は、美しく、賢く、仕事に生きがいを持ち、よき母、よき妻、理解ある友でなくてはならない。男性は、仕事に燃え、育児に積極的に参加し、週末は料理に腕をふるい、時には妻とレストランに行き、時には花を持って帰ってきたりしなければならぬ。子どもは子ども

で、極端に数が少なくなったため、まわりの期待を一身に受けている。彼らは、安定のみを目的としているのではない。従来とは全く異なる家族モデルが到来しているのである。それは個人、独立、選択、責任といった価値観に基づく関係性である。

確かに、ひとりの人生の途上には別離という危機的状況が幾度か訪れる。でも、非婚化が進んだからといってそれを家族の危機であるとは言えない。かつて、個人は集団や組織の一要素に過ぎなかった。ところが個人主義が発達した現代では、それぞれの役割がはっきりしていた従来の人間関係は崩壊し、個人の周りには緩やかな人間関係の網目が張られている。そこでは、社会的つながりは多様化し、ますます個人的なものになっている。それぞれの関係がどういうものなのか、網目の中心にいる本人しか知らない。それはその人の秘密の領域なのだ。本人も、多様な関係性の集合体としての個を自分として意識しているのである。そういう個の集まりでできている社会では、多種多様な人間関係を管理する能力が要求される。そして、人の一生は、いわばいくつもの別れの連続である。別離をいかにうまく切り抜けていけるかが問われている。

自立した自己を形成するためには、相手からどのように距離をとるかが重要となる。結婚から結婚しないカップルへの変遷が示すものは、人々がパートナーと意識的に距離をとることで、相手への従属よりも個人の自立のほうに重きを置いているからなのだろう。安定と平和の砦としての家族のイメージにこだわればこだわるほど、現実から遠くなる。その時々を危機を受け止める柔軟性を欠いてゆく。家族を単純化するのでなく、複雑系としてとらえることが

大切だ。人生はもともと複雑なものである。いまさら19世紀的価値観に戻るわけにいかない。新しい事態にどう対処できるのか、人々の意識を開いていくことが肝心なのである。

はたして複合家族は21世紀の家族の姿であるといえるのだろうか。社会で規定された身分より、個人と個人の間を尊重するという意味ではそうといえる。婚姻や血縁といった、これまでの枠組みでは、もうわれわれは満足できない。たとえ、それが社会的に正当な評価を受けていなくとも、こぼれてしまう人間関係を、われわれはすでにかけがいのないものとして現実に生きている。核家族の時代から、複合家族の時代へ、逆説的にも消滅しつつある伝統的大家族の面影が、形を変えて立ち現れてきているかのようなのである。ただし、その関係性は柔軟性に富んでおり、個人の自立と社会の成熟があって初めて成り立つものである。家族は形より質の時代に突入したといっただよいであろう。愛情や絆といった目に見えないものに、いかに形を与えるのか、再び考える時に来ているといえよう。

フランスにおける新たな女性支援政策

60年代以降の大きな変化といえばなんといっても女性の大量の社会進出である。

A) 女性就労率の上昇

フランスでは女性は産後3、4ヶ月で仕事に復帰する人が多い。出生率は、男女の関係がより進化した先進国では、女子労働力率が高いほど高くなる。

1962年 41.5%

1982年 65.2%

1998年 78.7%

2004年 79.4%

フランスの女性就労の大きな特徴はフルタイム労働であるということである。パートタイムは24.1%だけである。ちなみに日本は40.2%の女性がパートタイムで就労している。フランスではたとえ週4日勤務でも正社員が多いのである。フランスの女性が仕事を続けるのは自己実現のため、経済的、社会的自立のためである。お金のため、生活のためという理由をあげた人は5.6%である。仕事は彼女たちにとって一人の人間として認められ、自分ができることを示す手段である。

B) 女性の就労と出生率

女性が働くことと出生率との関係で言えば、次の3段階が考えられる。

- 1) 「男は外、女は家庭内労働」・・・伝統的段階
- 2) 女性が外で働き、子育てと仕事のジレンマから出生率が下がる・・・移行段階
- 3) 女子労働力率が高く、出生率も浮上する、1.4~2.0で安定・・・今日的段階

フランスやデンマーク、スウェーデンが今日的段階にあり、イタリア、スペイン、日本、韓国などが移行段階にあるといえよう。そして、フランスの最近の出生率上昇は、結婚していないカップルから生まれる子どもによって支えられている。第1子の56%は結婚していないカップルから生まれている。事実婚が多いからだ。子どもができた後に結婚するカップルは全結婚数の3分の1である。第2子は30%である。第3子は22%と、全体

では45%の新生児が婚外子である。その背景には1972年の法律で「子の平等の原則」をうたっていることが考えられる。未婚の両親から生まれた子どもに結婚したカップルの子である嫡出子と同じ相続上の権利を保障したものだ。1965年~1972年は子どもができてから結婚するケースが多かった。性規範がゆるくなりながら、家族制度は旧態依然としていたからだ。フランスでは、婚外子の96%が出生後1年以内に父親に認知されている。フランスでは戸籍が無い。出生年月日、時間と場所、そして「誰々は、父親名、母親名、の間に生まれた」という出生証明書があるだけだ。子どもが生まれると、家族全員の記載がある家族手帳が発行される。

C) 家族政策の新しい波

60年代までは、女性は家庭にいるほうが子どもは増えやすいという考えから、専業主婦世帯への給付が設けられるなど、家族政策は専業主婦と夫という伝統的モデルを推奨していた。その後、景気が良くなり、労働力がたくさん求められ、女性の社会進出が進んだ。そのために、専業主婦世帯への給付は次第に減り、1978年に停止した。その結果、保育園の改善が進められ、託児費用の補助が開始され、働く母親への給付が充実した。とはいってもフランスは天国ではない。男性が子育てや家事に積極的に参加することにかけてはスウェーデンの方が先に進んでいる。ドイツは子育て家庭への経済援助が比較的厚く、家族給付のGDPに占める割合は、フランスより高いくらいである。それでも出生率が低いのは、母親にあらゆる責任をゆだねよ

うとするドイツ的習慣のせいである。フランスは国からの援助が多く、保育施設も整っていると考えられがちであるが保育園の数は対象となる幼児の10%しかない。そのかわり、次にあげるように託児法がいろいろとある。

- 1) 育児・家事を分かち合う夫
- 2) 数多い有給休暇
- 3) 週4日の短縮勤務
- 4) 実家が近ければ週1 & 2回は祖父母たちの出番
- 5) それでも足りなければベビーシッターに頼む
- 6) 家事は一部、家政婦にアウトソーシング

フランスの学校は8時半に始まる。小学校低学年のうち大人が学校に送っていく。指導学習が終わる6時には子どもを迎えに行く。小学校も幼稚園も午後4時半まで。水曜日には学校はない。

D) 新カップルの登場

1975年～1985年に婚姻数が30%減少し、婚外子は2.5倍に増えた。そして結婚しない、新しいカップルが誕生した。それには3つの形がある。

- 1) ユニオン・リーブル（自由結合）
- 2) コアビタシオン（同居）
- 3) コンキュビナージ（内縁関係）

1999年からPACS（連帯民事協約）というスタイルがかわった（章末注参照）。2005年には、子どもにつける姓についても法律が改正され、男女平等が訪れた。子どもは父母のどちらの姓でも、つなげてもいいことになった。それは同時に男として生きる時代が難しくなった時代の

到来ともいえるのかもしれない。それまでは、父親が権威的な家長であった、そのモデルが消えてしまった。家族に関するあらゆる法律が改正されていった。男性の優位は崩れていった。1970年代には父権は終わり、子どもに対して両親が平等に親権を行使するようになった。60年代～70年代には避妊と中絶が合法化され、女性が生殖の自由を手にした。また、ピルに健康保険が適用されるようになった。子どもを産むか産まないかは女性自身が選択できるようになった。そして、民法が改正され、協議離婚が認められるようになった。それからというもの、離婚件数がまたたくまに増えた。無理にでも結婚を続けるほうが離婚するより正しいとは言えなくなった。それに、いまや親の離婚を経験した世代が親となった。彼らは、男女はたった一人の人と一生を共にするものだという幻想を抱いていない。情熱に振り回されるのも建設的ではない。男女の仲は壊れやすい。それを認めたくなくて情熱よりも誠実さや信頼関係に価値をおくものである。聡明な親同士が、知恵を結集し、親としての関係を保つよう努力すること。相手の新しい人生を許容する寛大さを持つこと。何が起ころうと、子どもの傍らに立ち続ける意思と責任感が大切である。そうしたものを無視したのでは、子どもを中心としてみたときの家族の幸せはあり得ないのだ。

E) 男女平等思想の起こり

1949年『第二の性』が出版されて「女が生まれるのではない、女になるのだ」と宣言されて以来、女性性は宿命などではなく、社会的、文化的に構築されたものだという告発にスキャンダルが巻き起

こった。それから半世紀以上経て、女性たちの意識も大きく変わり、男性が望む女性像から開放され、自分の人生の主体になった。女性精神分析医のC・オリヴィエは男性がもっと子育てにかかわること、母親が外に目を向けて、母性が目的であることをやめ、他の様々な機能の一つになるようにすることを提唱している。託児所を整備し、男性職員を置き、働く親の勤務時間は柔軟にできるようにする。また、歴史学者E・バタンデルは、母親が働いているか、家にいるかは、青少年期の子どもとの問題と関係が無い、と主張する。日本ではまだ議論の多いところではある。問題があつて、カウンセリングを訪れる子を見てみると、母親が働いている子の方が多いわけではないことが、一部の研究でわかっている。問題は、母親がいつもいるかではなくて、どんな母親なのか。家にいるから、子どもと良い関係を築けるわけではないと、主張している。

フランスは長い間、家父長的な社会だった。農業国だったので習慣的にそうになっていた。日本もそうであったので似ている。ところが、ある日全く変わってしまった。何が変わったのであろうか。それは女たちが、フェミニズムや性の平等に目覚めたからである。それには戦争がある意味で推進力になった。第二次世界大戦後、ファシズムへの恐怖心から、人類平等が理想だと考えられるようになった。優れた民族などないのだ。人はみな平等に生まれ、育つべきである。ある意味で、戦争への反省によって平等思想が徹底したのである。そして、世界の各地で旧植民地の独立運動と先進国においてフェミニズムの運動がおきたのである。

人種の違いを超えて、植民地の支配者も支配された側も、男女ともに、全ての人が平等であると気づいたのだ。こうした全ての人間は平等であるという考え方が西欧の成熟の背景にある。フランスでは、平等は国民が最初に大切にしている思想である。これは、女性にとってプラスの材料となる。国家はおのずと女性と男性が平等になるように支援しないとイケないと思えるようになるからである。ほんとうに男女が平等になるためには、女性が経済力を手にしないとイケない。補助的な労働力であつては展望が生まれてこないからである。経済的に意味のある存在にならないとイケない。経済を含む様々な分野で、権力を手にしないとイケない。意識を変えるには法律を頼りにするだけではだめだ。まずは女性が働き、二つ目の収入を家庭にもたらし、その比重が大きくなることである。働けば、経済的に自立できる。パートナーが暴力的であれば別れることができる。子どもは、夫婦がうまくいっていなかったら、そのことを感じ、苦しむものだ。一方、父親も、E・アンティエが言うように、その役割が代理母になるのではなく、母親と子どもの間に誰かが割り込んでくるのを防ぐことである。母親と違って父親というものは、はじめから社会的なものである。婚姻、認知、身分占有など、親子関係の立証の仕方は様々であるけれども、現実には母親がこの人と認めた人が父親となるのである。さらに、その判断は撤回可能なものでさえある。父親というもののこうした不確かさを理解しつつ、男たちが父親となるのを女たちはもっと助けてやらなければならないだろうし、男性自身、子どもにどのようにかかわるの

か深く考える必要があるだろう。

子どもは成育の段階で母親との距離が異なるが、これに齟齬が生じると、後になって神経症や精神病の原因となる。言い合い、怒鳴り、暴力の環境にいと、子どもはバイオレンスを共通用語と思い込んでしまう。子どもと同じ目線になれば子どものリズムに合わせられる。そうすれば、子どもの条件に合った対話、交流、気づかひが成立するのである。

F) 新世紀フランスの子育て支援施設の拡充

21世紀に入ってますますフランスの出生率は上昇しており、ついに世界の出生率となった。にわかに世界中の関心を得ることとなる。その原因を探っていくと子育ての支援施設が細かく整備されたということが指摘された。施設に働く保育士や子どもにかかわる人は、子どもに気づかひを絶やさず、人間の暖かさを感じさせ、信頼感を育てることが大切である。彼らは、子どもへの愛着は産みの親ほどである必要は無い、ただ、関係者が愛と情熱を子どもたちにいくら注いでも注ぎすぎることは無いと考えているのである。

〔注〕

- 1) 保育園・・・0歳児から保育学校就学以前の乳幼児の保育機関である。3歳以上の子どもは全て保育学校に通うので、保育園には3歳児までしかない。その種類は次の通りである。フランスで保育園や一時託児所の園長を務める保育士は、一種の高学歴職種であった。看護師の資格が必要

であり、その上で保育の教育と実習を終えて、初めて保育士になれる。このほか、保育の質を改善させる中で、現場で子どもの相手にあたる幼児教育者の資格も導入された。また保育補助員もいたりする。子どもになにか問題があれば嘱託の臨床心理士に相談したりする。フランスの保育園、一時託児所はいろいろな資格のある人が共同で保育に当たる多重構造になっている。公立保育園、企業が従業員用に設置している保育園、親たちが運営主体になって設置したペアレント保育園、費用は450円～4350円である。そこに通う子どもたちの人数は25万人である。保育ママたちが数人集まって、公立保育園の監督の下に自宅で子どもを預かるファミリー保育園もある。保育園に子どもを入れるためには、同一地域内に自宅があること、共働きか休職中であること、職業訓練中、学生である、という条件がある。また、親が片親の場合、父親が兵役の場合、低所得の場合には優先権がある。

- 2) 保育ママ・・・自治体に公認されて、自分の家に数人の子どもを預かる保母さんのこと。保育ママに預ける場合は、自宅託児手当てという援助がある。地方都市では保育ママが多く、保育園に次ぐ託児先になっている。個人で保育ママを雇う場合、正式には雇用者として、社会保険に加入させなければならない。0歳～6歳までの子どものために自宅で専属の乳母を雇う場合に、雇用者側、被雇用者側の社会保障負担金の全額または

一部を、家族手当公庫が負担してくれる制度である。現状では、34万人の保育ママが66万人の子どもの面倒を見ている。保育ママだけでなく、家政婦、ヘルパーなど、家庭雇用優先政策は80年代後半の失業と女性求職者の増加を背景に進められた。雇用が不安定で低賃金、女性だけの業界であることも批判の対象になっている。

- 3) 専属ベビーシッター・・・託児を必要とする家庭が雇用主となって契約を結び、自宅に来て子どもの世話をしてもらう。専属ベビーシッターを雇う場合も、家族手当公庫から援助をもらえる。保育ママが少ないパリでは専属ベビーシッターを頼むことが多い。
- 4) 保育学校・・・3歳から6歳の子どもが通う小学校教育準備を目的とした教育機関である。カリキュラムは国で定めている。義務教育ではないが就学率はほぼ100%である。公立校が70%で無償である。学校なので託児機関ではない。しかし、昼間、託しておけるという意味では、託児所の役割を果たしている。3歳以上の子どもは100%託児している。母親にとってありがたいのは給食があることである。施設に余裕のある場合2歳児の一部も受け入れている。EU内では他に例が無い。フランスの女性の働き安さに大きく貢献している。
- 5) アルト・ガルドリー（託児所）・・・

保育園に通っていない子どもを預かる託児機関である。共働きの家庭でなければならないというような制約がない。週に2日、3日、午前中だけというような、預けられる時間に制限がある。公立と私立があるが、私立であっても、自治体から託児所に補助金がでる。定期的に通うことが推奨されている。いわばパートタイム保育園といったところ。ベビーシッターに預けている母親も、子どもに社会生活を経験させるために通わせるケースが多い。普通、保育学校、初等学校の終業時は午後4時または4時半である。迎えが来る6時半まで子どもたちが大人の監督のもとに学校内に残っているシステムがガルドリー（延長保育）でありエチュード（宿題クラス）である。ガルドリーは、学校の敷地を借りているだけで、学校が終わるとモニターがやってくる。エチュードは学校が組織していて教員がその日の宿題をやらせる。

- 6) 余暇センター・・・学校が休みになる水曜日と夏休みなどの長期期間中、子どもを集めてスポーツ、文化活動をさせてくれる組織である。独自施設を持っていることもあるが、たいていは学校の敷地と校舎を借りて活動している。子どもたちを校外に連れ出してコンサートや劇場に行ったり、美術館やプールに引率したり、公園でピクニックをしたりもする。水曜日と長期休暇は登録が別になっており、休暇中の参加は、休暇ごとに募集が行われる。年に5回

も休日があるフランスになくなくてはならないシステムである。これらのサービスは、自治体が統括しているので低価格で利用可能である。

このような子育ての支援施設のほかに、単親家族への行政からの援助も充実しつつある。

- 1) 単親手当・・・独身、死別、離別などの理由でパートナーがなく、一人で子どもを産むことになる妊産婦や死別、離別の理由で単親となった人が対象、過去3ヶ月間の収入の平均が単親手当での最高額を下回る場合に、離別、死別から1年半以内に申請すれば受給できる。考慮される収入は、給与、養育費、また給付金などの合計額である。給付される額は、単親手当で最高額と収入総額の差額に住宅援助が加算されたものとなる。単親手当の最高額は12万円、住宅援助が1万7千円である。
- 2) 乳幼児迎え入れ手当・・・出産や養子縁組で親になった人に与えられる。所得制限があり、単親家庭に限ったものではなく、夫婦ともに収入が低い場合にも受給できる。期間は誕生・養子受け入れから3歳の誕生日の前月まで。給付額は2万8000円である。
- 3) 養育費補助手当・・・養育費に関する取り決めをした文章があるにもかかわらず、2ヶ月以上、養育費の支払いが滞っていることを証明できる場合、家族手当公庫が、養育費取立

てを肩代わりするするとともに、一時代に養育費相当額を支給する。

- 4) 家族支援手当・・・片親に認知されず、養育費などの援助が受けられない子どもを持つ単親が申請できる。単親のみが対象ではなく、両親を失った孤児を引き取った保護者も受け取れる。支給額は1万4000円。両親ともいない子どもの場合は1万8000円である。
- 5) 就職促進最低所得保障・・・受給資格は25歳以上、もしくは扶養する子を持つ生活困窮者である。外国人でも3年以上正規滞在していれば資格がある。仕事を探すことを条件に申請できる。失業手当の給付期間を過ぎて、求職者リストから外された場合にも申請できる。支給額は子どもが一人いる単親の場合10万7000円になる。3ヶ月ごと審査があるが、更新できる。
- 6) 住宅手当・・・単親家庭に限らず、申請できる手当で。支給額は、住宅の種類と世帯構成、職業状況と個人所得などを考慮して算出される。

また、結婚という制度に縛られない男女のカップルが結ぶ契約がある。パクスと呼ばれている。

<PACS> (連帯民事契約)・・・性別を問わず、成人2人の間で共同生活を営むために結ぶことができる契約で、1999年に結婚しないカップルに対する法の空白を埋めるために成立。しかし、法的手続きを経なくと

も、男女カップルに対しては既に、同棲しているだけで、住居、社会保障、子どもができた場合の家族手帳の交付など様々な権利が、結婚したカップルと同等に保障されているので、直接的には、同性愛カップルにとってありがたかった。これまでは、カップルの片方の名前で住居の賃貸契約が結ばれていて、その名義人が死亡した場合、残されたものが異性の同棲者であれば、賃貸契約を結ぶことができる。しかし、同性の同棲者にはその権利がなかった。パクスを結ぶことで、同性愛カップルにも権利が保障された。ところが、同性愛のカップルだけでなく異性愛のカップルでも結婚を回避する手段としてパクスを利用するケースが増加した。2006年には結婚数27万件に対し、8万件のパクスが生まれた。これまで協議離婚でも裁判所の判定を必要としたが、パクスは一方の意思だけで契約を解消できるため若者たちに受け入れられた。結婚すると普通は夫婦財産共有制になるのに対し、パクスでは別財産制になる。ところが、容易なだけに、さすがにこのカップルには養子縁組をする権利が保障されていない。同性愛者のカップルには親になる権利は認められていない。

フランスでは大家族になると次のようなメリットがある。

<大家族カード>・・・子ども3人以上の家族に発行されるカードでこれをもっていると、電車やバスは半額になる。遠距離列車は30%割引となる。その他、美術館、映画館、プールなどの割引もある。

<育児休日の延長>・・・EU委員会は2008年に育児休暇の最小日数を延長するように提案した。14週～18週までである。フランスのナディヌ・モラノ家族担当閣外大臣は、「経費はかかりそうであるが興味深い」と

発言した。議会の採決では「フランス法が進歩するまで待つべし」とした。しかしながら、フランスの主張では「すでに法的な備えが完全に整っている。フランスの女性は育児休暇を最低16週間とることができ、出産の前後に取り分けてとることができる」と。しかし、EU他国の指摘によれば、この間の女性の給料は低く抑えられ、改善の余地があるということである。

参考文献

- 1) “Universitas” ,Feb,1995.
- 2) “WHAT IS SOCIAL CASE WORK? AN INTRODUCTORY DESCRIPTION”,MARY E. RICHMOND, NEW YORK,RUSSELL SAGE FOUNDATION,1922.『人間の発見と形成』メアリー・E・リッチモンド著、杉本一義訳、出版館ブッククラブ、2007年
- 3) 「フランスにおける出生率の動向と家族政策」ジェラルド・キャロー著 in『先進諸国の人口問題』阿藤誠編、東京大学出版会、1996年9月
- 4) 「フランスの出生・家族政策とその効果」小島宏著 in『先進諸国の人口問題』阿東誠編、東京大学出版会、1996年9月
- 5) 『母性という神話』E・バタンデル著、鈴木晶訳、ちくま学芸文庫、1998年2月
- 6) 『フランスから見る日本ジェンダー史』棚沢直子・中嶋公子編、新曜社、2007年
- 7) 『フランス家族事情』浅野素子著、岩波新書、1995年8月
- 8) 『日仏カップル事情』夏目幸子著、光文社新書、2005年10月
- 9) 『パリママの24時間』中島さおり著、集英社、2008年10月
- 10) 『パリの女は産んでいる』中島さおり著、

- ポプラ文庫、2008年12月
- 11) 『心やさしく生き生き育てる』 エドヴィ
ジュ・アンティエ著、中谷和男訳、毎日
新聞社、2004年7月
 - 12) 『産める国フランスの子育て事情』 牧陽
子著、明石書店、2008年2月
 - 13) “France Soir” ,Oct,2008.
 - 14) 『母の刻印』 クリスティアーヌ・オリヴィ
エ著、大谷尚文訳、法政大学出版会、
1996年7月
 - 15) 『母親の役割という罫』 フランシーヌ・
コント著、井上湊妻子訳、藤原書店、
1999年12月
 - 16) 『間主観カウンセリング』 伊藤隆二著、
駿河台出版社、2003年12月
 - 17) 『人生福祉カウンセリング』 杉本一義著、
駿河台出版社、2007年4月再販
 - 18) 『人間福祉の探求』 杉本一義著、永田文
昌堂、1998年5月
 - 19) 『人生福祉学の探求』 杉本一義著、永田
文昌堂、2003年2月
 - 20) 『フランスの学歴インフレと格差社会』
マリー・ドゥリュ＝ベラ著、林昌宏訳、
明石書店、2007年12月
 - 21) 『「婚活」時代』 山田正弘、白河桃子著、デ
ィスカヴァー携書、2008年3月
 - 22) 『ジェンダー』 イヴァン・イリイチ著、
玉野井芳朗訳、岩波書店、2005年7月
 - 23) 『家族』 岩上真珠著、有斐閣コンパクト、
2003年7月
 - 24) 『フランス父親事情』 浅野素女著、築地
書館、2007年4月
 - 25) 『＜子供＞の誕生』 フィリップ・アリエ
ス著、杉山光信・杉山恵美子訳、みすず
書房、1980年12月
 - 26) 『世界の女性労働』 柴山恵美子・藤井冶枝・
守屋貴司編著、ミネルヴァ書房、2005年
9月
 - 27) 『ジェンダー化する社会』 姫岡とし子著、
岩波書店、2004年3月
 - 28) 『ダブル・アイデンティティ 働く母親』
スー・シャープ著、翻訳工房「とも」訳、
創元社、1986年11月
 - 29) 『ジェンダー・セクシャリティ』 田崎英
明著、岩波書店、2000年9月
 - 30) 『暴力なき出産』 フレデリック・ルボワ
イエ著、中川吉晴訳、星雲社、1981年